



一般財団法人タケウチ未来 タケウチ未来奨学生募集要項

1.趣旨

一般財団法人タケウチ未来（以下、「財団」という）は4年制大学への進学を志望しているもしくはすでに進学をしている若者であって学業優秀、品行方正でありながら、経済的な理由により大学への就業が困難な学生を対象に、奨学金を給付することにより、有為の人材を育成することを目的とします。

2.奨学金概要

- (1) 給付月額 : 8万円 (年額 96万円)
- (2) 給付対象期間 : 入学時から最短就学年限
- (3) 給付方法 : 毎月25日までに、当月分を本人名義の金融機関口座へ振込にて給付。ただし、初回は給付決定月の翌月の25日に2ヶ月分を給付
※給付日が金融機関等の休業日である場合は、その前営業日に給付

3.応募資格

- (1) 以下のいずれにも該当する者
 - ① 4年制の日本の大学に入学する者
 - ② 4年制の日本の大学に在学している2年生までの者
- (2) 当財団の奨学金に加え、期間を一部でも重複して他の奨学金を受給することは可

4.募集人員

5名程度/年

5.募集概要

- (1) 一次選考：2月～3月
 - ①財団所定「奨学生願書」を募集期間に財団へ郵送（応募は本人）
卒業高校の調査書（原本）又は卒業高校の推薦書（財団所定様式）を添付
 - ②一次選考は提出された書類選考
 - ③一次選考結果（可否）は書類提出後5日以内にメールにて連絡

(2) 二次選考：4月1日～4月末（一次選考を通過した方）

二次選考は小論文と面接にて行う

①小論文は当財団が指定した「テーマ」で財団へ郵送

②併せて次の書類（最新のもの）を財団へ郵送

ア大学の学生証（写真付）A4の用紙にコピーしたもの

イ在籍大学の在学証明書（原本）

ウ世帯全員分の住民票の写し（原本）

※発行日から3ヶ月以内

※続柄記載あり

※日本国籍を有する者：本籍地記載あり

外国籍の者：在留資格等記載あり

エ所得・課税証明書又は非課税証明書・住民税決定証明書等の原本

※市町村が発行した収入及び所得控除の金額の記載があるもの

※前年度の所得に基づくもの

※原則として父母両方の証明書又は応募者の生活を支えている者の
証明書を提出

オ健康保険証 A4の用紙にコピーしたもの

書類提出に当たってはすべての書類をA4サイズの封筒に入れてください。

書類の不足があった場合は、受理しないことがあります。

※ご提出いただいた書類は本選考のためにのみ使用し、返却致しません。

奨学生に決定された方以外の書類は、当財団にて責任をもって廃棄致します。

6.一次・二次選考書類の郵送先及び問い合わせ先

(1) 郵送先

〒723-0015

広島県三原市円一町4-2-14（株式会社タケウチ建設内）

一般財団法人タケウチ未来

※書類到着に関する問い合わせには対応いたしかねます

(2) 問合せ先

TEL：0848-60-1331 または E-mail：yamada@takeuchi-const.co.jp

7.選考・採用内定

(1) 応募いただいた書類をもって、当財団の奨学生選考委員会により選考を行います。

(2) 二次選考の選考結果（採否）は、6月中旬までに本人に通知します。

8.採用者の手続き

(1) 振込先情報

奨学金の振込先金融機関口座情報（本人名義に限る）を所定の方法により指定する期日までに届け出てください。

(2) 誓約書（誓約事項及び同意事項）

財団指定「奨学生誓約書」の記載事項を確認し、本人及び保護者等が署名のうえ、指定する期日までに財団宛てに郵送してください。

9.奨学生の義務

奨学生は次に定める義務を履行する必要があります。

(1) 当財団が定めるレポート、直近の成績証明書及び在籍証明書を期日までに提出する

(2) 下記については、所定の方法により当財団へ自主的に届け出ること

①休学するとき

②復学するとき

③大学より停学処分を受けたとき

④学籍を失ったとき

⑤最短就学年限（4年）で卒業できる見込みがなくなったとき

⑥他の大学や学部へ転学・編入学、転学部（科）することが決まったとき

⑦当財団の奨学金受給を辞退するとき

⑧他の給付型奨学金を受給することが決まったとき

⑨当財団に登録した情報等（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があったとき

以上